

第4問

(1) X(25歳)は、昭和57年12月下旬、Pという名称で土質改良業を営んでいた実父のもとで働くことになり、昭和58年P宿舎に入居したが、当時同宿舎にはA(68歳)が入居していた。同年3月20日夕方、XはAと仕事から帰り、同人と一緒に付近の飲食店でビールを飲んだ後、前記宿舎一階台所でウイスキーを飲み始めたが、2人でほとんどこれを飲みつくしたところ、酔ったAが、同月初めころ飲酒して当時同宿舎にいたBと口論した際止めにいったXから顔面を殴打されたことを持ち出し、Xに対して『この前なんで殴ったんだ』『おれが何か悪いことをしたのか』『社長のせがれだから黙っているんだ』などと執拗に絡んできたが、XはAの酒癖が悪いことを知っているのが最初のうちは相手にしなかったものの、あまりに執拗に同じことを言うので、『いい加減にしろ』と怒鳴った。すると、Aはふらっと立ち上がり、台所にあった包丁を手に持ち、座っているXの方に向き直り、同包丁を右手で腰のあたりに水平に持ち、手を伸ばせば包丁がXに届きそうな所から『この若造、冗談じゃねえよ』などとすごんだが、同人はかなり酩酊しており、Xを刺したりするような仕草はとっていなかった。XはAが自分の方に向き直るとすぐに、『ふざけやがって、なめてんのか』と言って、食卓の上にあった前記ウイスキーびんを右手に持ち、立ち上がりざま、これを右上から左下に払うようにして同人の左側頭部めがけて力いっぱい殴打し、Aに治療一カ月を要する傷害を負わせた。

(2) Xは、Aが立ち上がって包丁を手にしたのを見たときの気持ちについて、捜査段階において、『怖いという気持ちはなかった』『その包丁で切りつけられたり刺されたりというわけではなく、Aは年寄りで酒を飲んでふらふらしているので、別に怖いという気持ちは起きなかった』と述べ、公判においてもAに傷つけられるという差し迫った危険を感じた記憶はなく、とっさに行動に出たものであると供述している。

(3) Xは、ウイスキーのびんでAを強打した時の気持ちについて、捜査段階において、その包丁でどうこうされるのを防ぐのに必要だったわけではないが、私が『酒を飲まない時に話せ』と言っていたのも聞かずにAが私を若造呼ばわりして包丁などを持ち出してきたので、頭にきてカーッとなり殴打したものである旨供述し、公判においても、後で考えると相手は刃物を持っていたので危ないと感じるのは当然であったし、刺されたかもしれないと思うが、その時は包丁を持ってきたのでとっさに殴ってしまったと供述しており、一貫してAの行動に対して危ないと感じこれを防ぐために殴打したとは述べていない。

(4) Xは、Aが殴打行為によってその場に倒れ、包丁も手から離し、全く攻撃の意思を失った後も、同人に対して執拗に強烈な暴行を加えている。

Xはいかなる罪責を負うか。